

令和7年8月1日

設計金額が7,000万円以上の解体工事の指名基準について
(令和7年8月1日入札公告分から適用)

本市が発注する解体工事については、工事内容、規模等を勘案し解体工事業者、土木工事業者、建築工事業者（土木工事業者及び建築工事業者は、いずれも解体工事業の建設業許可を受けている業者に限る。）から指名選定をしておりますが、令和7年8月1日以降、設計金額が7,000万円以上の解体工事については、本市に入札参加資格登録がある工事業者のうち、解体工事業の特定建設業許可を受けている全業者から工事内容、規模等を勘案し指名選定することとします。（市内業者で施工可能な工事は市内業者に発注します。）

なお今回の変更分以外については、適宜検討することといたしますので、御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

総務課

入札・契約係

電話 22-3804